

施設基準について

当診療所では、関東信越厚生局東京へ、主に以下に記載した施設基準の届出をしております。
※自院のウェブサイトに掲載が必要な加算について

【時間外対応加算】

時間外の対応について

当診療所では、再診の患者様(3ヶ月以内に受診されている方)から、時間外の準夜帯(概ね午後10時と土曜日の12時30分から15時まで)の間、電話等による問い合わせに応じます。(初診の患者様には対応できません。)

電話で診療をする場合は、次回来院された時に、診療料を頂きますので、ご了承下さい。休日、深夜又は早朝については留守番電話等で対応させていただきます。

お電話される際は、留守番電話に以下の内容のメッセージ吹き込んで下さい。

- ① お名前
 - ② 電話番号
 - ③ 問い合わせ内容
 - ④ 最後に、お名前と電話番号を復唱して下さい。(聞き取りづらい場合がある為)
- 留守番電話の内容を聞いて、院長が折り返しお電話をいたします。

電話番号は、代表、03-5609-1823 へご連絡下さい。

当診療所で対応出来ない場合は、以下の連携医療機関と、東京都の相談窓口の連絡先をご案内いたします。

連携医療機関

小児科に関して	江東病院	電話: 03-3685-2166
内科・整形外科に関して	葛西中央病院	電話: 03-3680-8121

その他

医療機関案内サービスひまわり 電話:03-5272-0303
子ども医療電話相談 #8000

【機能強化加算】

「かかりつけ医」機能について

当院では、「かかりつけ医」機能を有する診療所として、機能強化加算を算定しており、以下の取り組みを行っております。

- ・他の医療機関で処方されるお薬を把握し、必要に応じた服薬管理を行います。
- ・必要に応じて、専門医又は専門医療機関への紹介を行います。
- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- ・介護保険や福祉サービスに関する相談に応じます。
- ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法について情報提供します。

【医療情報取得加算】

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、「受診歴、薬剤歴、薬剤情報、特定検診情報」その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。

- ・厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、令和7年3月1日より下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

○初診時 1点

○再診時(3ヶ月に1回に限り算定) 1点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

【医療 DX 推進体制整備加算】

当院では、DX 推進体制について以下の体制をしております。

- (1) オンライン請求を行っております。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- (3) オンライン資格確認システムにより取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用して診療を実施しています。
- (4) 電子処方箋を発行する体制を今後導入予定としています。
- (5) 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を今後導入予定としています。
- (6) マイナンバーカードの保険証利用の使用において、掲示・声かけを行っております。

○初診時のみの加算になります。※マイナンバーカードの利用率により、毎月点数が変更になります。

マイナ保険証利用率による

- ・45%以上 10点
- ・30%以上 9点
- ・15%以上 8点

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認にご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【地域包括診療加算】

当院では「地域包括診療加算」を算定する患者様に対して「かかりつけ医」として、次のような診療を行います。

- ・健康相談・予防接種に関する相談・介護保険制度の利用に関する相談への対応を行っています。
- ・介護支援専門員及び相談支援専門員との連携を強化し、相談には随時対応しています。
- ・患者様の状態に応じ、28 日以上の処方やリフィル処方箋の発行に対応しています。
- ・当院は敷地内禁煙（電子タバコも含む）です。敷地内での喫煙はご遠慮ください。

【外来後発医薬品使用体制加算】

- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。
- ・医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しています。
- ・医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があることがあります。変更する場合には受診された方にご説明いたします。

【一般名処方加算】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。

後発医薬品があるお薬については、一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

ひらの亀戸ひまわり診療所